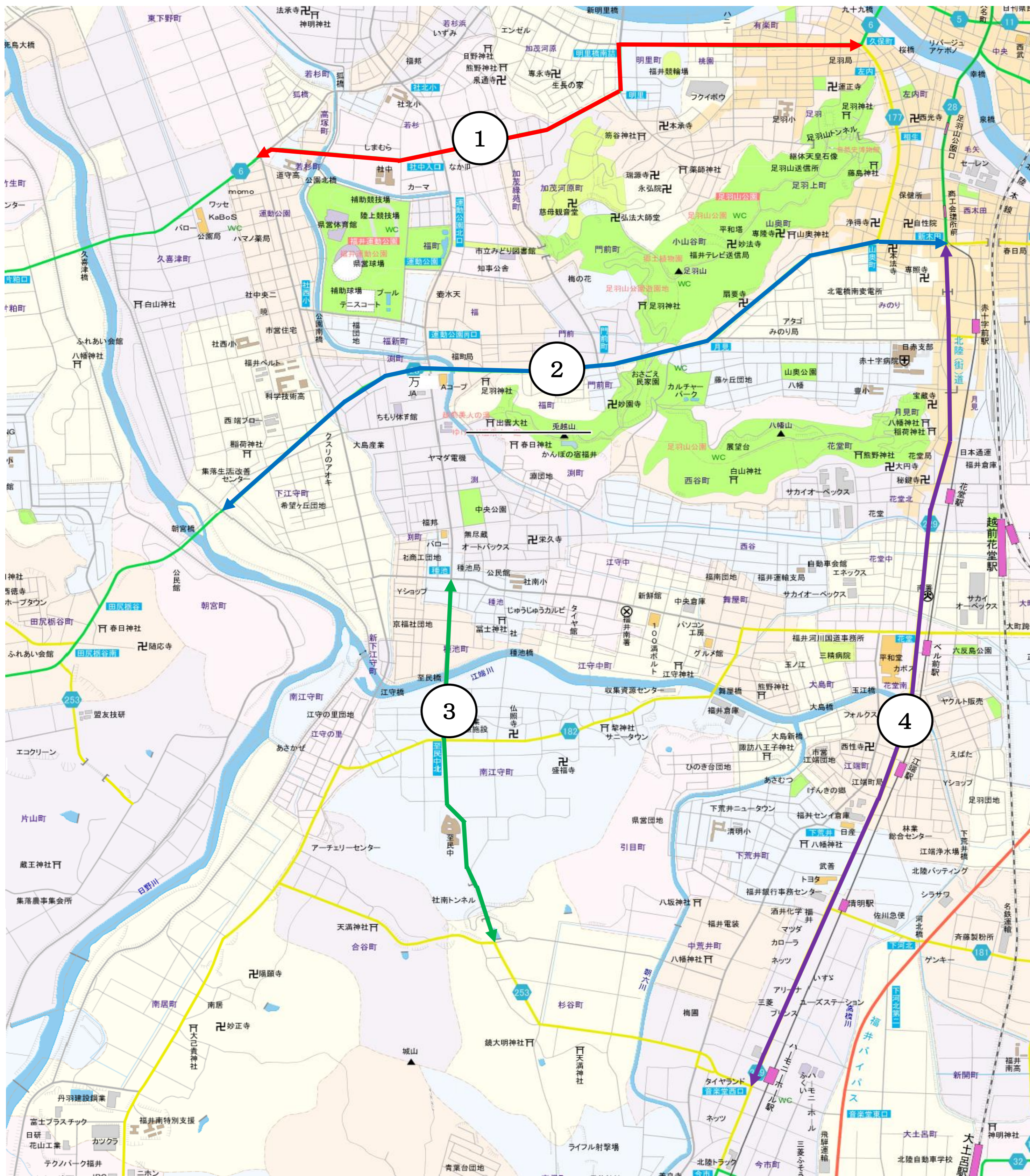
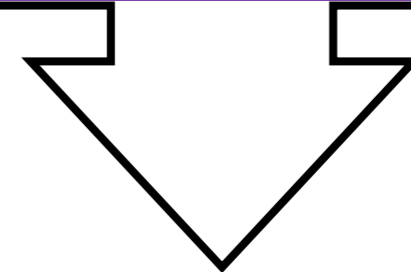


自転車指導啓発重点路線（福井南警察署）



- ① ワッセ前交差点～久保町交差点
（主要地方道福井・四ヶ浦線）
選定理由
・沿線には中・高校があり、通学などでの自転車利用者が多く**並進する自転車が多い**
・自転車関連**事故が多発**
（R1～R3中に41件）
- ② 朝宮橋東交差点～新木田交差点
（主要地方道福井・朝日・武生線）
選定理由
・自転車通学の学生が多く、**並進やイヤホン等使用自転車が多い**
・自転車関連**事故が多発**
（R1～R3中に32件）
- ③ 種池交差点～杉谷交差点
（市道）
選定理由
・付近中学校への通学に自転車利用者が多く、**並進や右側通行、イヤホン等使用が多い**
・自転車利用者のマナーについて指導取締りの要望が多い
- ④ 新木田交差点～音楽堂西口交差点
通称フェニックス通り
（一般県道福井・鯖江線）
選定理由
・通勤、通学等での自転車利用者が多く、**並進、イヤホン等使用、携帯電話使用等の自転車が多い**
・自転車関連**事故が多発**
（R1～R3中に35件）



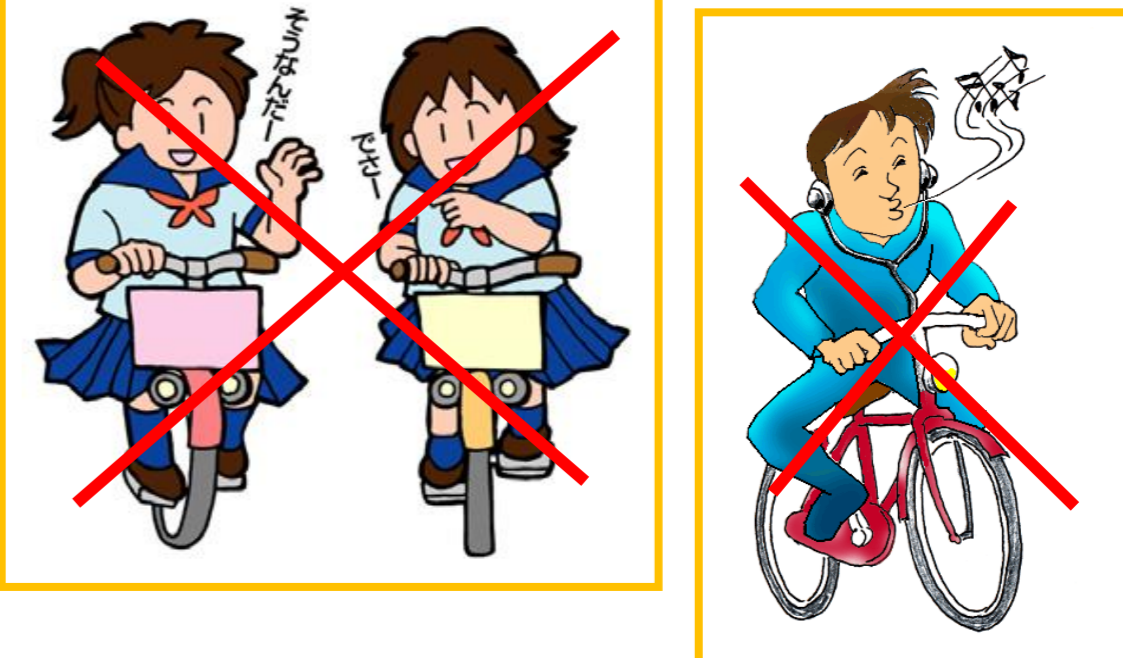
①～④の路線でよく見られる**違反形態**
並進、イヤホン等使用
携帯電話使用等、右側通行等



- ### 自転車の違反
- ・信号無視 ・並進
 - ・通行区分違反（右側通行等）
 - ・一時不停止・無灯火
 - ・通行方法違反（歩道通行）
 - ・携帯電話使用・二人乗り
 - ・イヤホン等使用・傘差し運転

自転車に乗る時のルール

- **自転車は車道が原則、歩道は例外のみ通行可**
高齢者や小さな子供を除き、車道通行が原則です。ただし、道路工事や駐車車両がある場合などは除きます。
- **車道は左側を通行**
自転車は左側に寄って通行しなければなりません。
- **並進の禁止**
自転車は、並んで走ってはいけません。友人だけでなく、すでに進行している自転車に並進することも違反です。
- **一時停止義務**
一時停止標識がある交差点では、停止線の手前で一時停止しましょう。
- **夜間のライト点灯義務**
夜間、道路を通行するときは、灯火をつけなければいけません。
- **二人乗りの禁止**
幼児を幼児用座席に乗せるなどの場合を除き、原則禁止となっています。
- **ながらスマホの禁止**
スマホを操作しながら自転車を運転することは禁止です。



※自転車保険等への加入
 福井県自転車条例が制定され、令和4年7月1日より**自転車保険等の加入が義務**となりました！
 （※福井県自転車の安全で適正な利用に関する条例）

【自転車事故の高額賠償事例】
 自転車乗車中の小学生が歩行者と衝突し、歩行者が意識不明の重体となった事故
9,521万円
 （平成25年7月4日 神戸地裁）